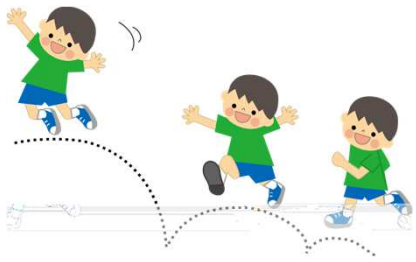




長浜市総合教育会議

児童虐待の現状と 体制について



健康福祉部 子育て支援課 家庭児童相談室
令和元年10月30日

1



家庭児童相談室のご紹介

家庭児童福祉に関する相談指導業務と
女性相談業務を担う部署

児童虐待や子育て、DV（ドメスティックバイ
オレンス）に関する相談窓口です。

児童虐待防止の啓発や子育ての方法を
お伝えするなどして、虐待のない子育て
環境を作る支援をしています。



2



本日の内容

1. 児童虐待とは
2. 長浜市の児童虐待の現状について
3. 児童虐待に対する体制および
関係機関との連携について

3



児童虐待とは？

- 子どもの人権を著しく侵害するもの
- その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもの
- 将来の世代の育成に懸念を及ぼすもの

として、**子どもの権利を侵害する行為**であると法で規定しています。

「児童虐待の防止等に関する法律 第1条」

—滋賀県子ども虐待対応マニュアルより抜粋—

4



～しつけと虐待～

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えます。

しつけは子どもの自立を促す「教育」です。

子どもを傷つけ、自分自身・人・社会に否定的にさせ、自立を妨げる関わりが「虐待」です。



※児童虐待防止法の一部改正により来年4月からしつけに際して体罰を加えてはならないことになった。



5



児童虐待の定義

児童虐待防止法で4つに分類し定義

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト（養育保護義務の拒否・怠慢）
- ④心理的虐待

児童虐待防止法第2条に定義。

保護者がその監護する子どもに対して行う行為で、4つに分類。

現実には厳密に分類することは難しく、他の種別の虐待行為を伴う場合がある。

6



①身体的虐待

子どもの身体に**外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行**を加えること

- 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷など。
- 首を締める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外にしめ出す、縄などにより一室に拘束するなど。

7



②性的虐待

子どもに**わいせつな行為**をすること
子どもに**わいせつな行為**をさせること

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆など。
- 性器や性交を見せる。
- ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。



8



③ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい**減食**または**長時間の放置**、**保護者以外の同居人による虐待の放置**など保護者としての監護を著しく怠ること

- 子どもの健康・安全への配慮を怠る
重大な病気になっても病院に連れて行かない。
乳幼児を家に残したまま度々外出する。
- 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に答えていない。（愛情遮断など）

9



④心理的虐待

子どもに著しい**暴言**または著しく**拒絶的な対応**、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力（**ドメスティック・バイオレンス**、略して「**DV**」）など、子どもに著しい**心理的外傷**を与える言動を行うこと

- 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと。
- 子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
- 子どもが同居する家庭におけるDV。（面前DV）…など

10



長浜市の 児童虐待相談等の現状

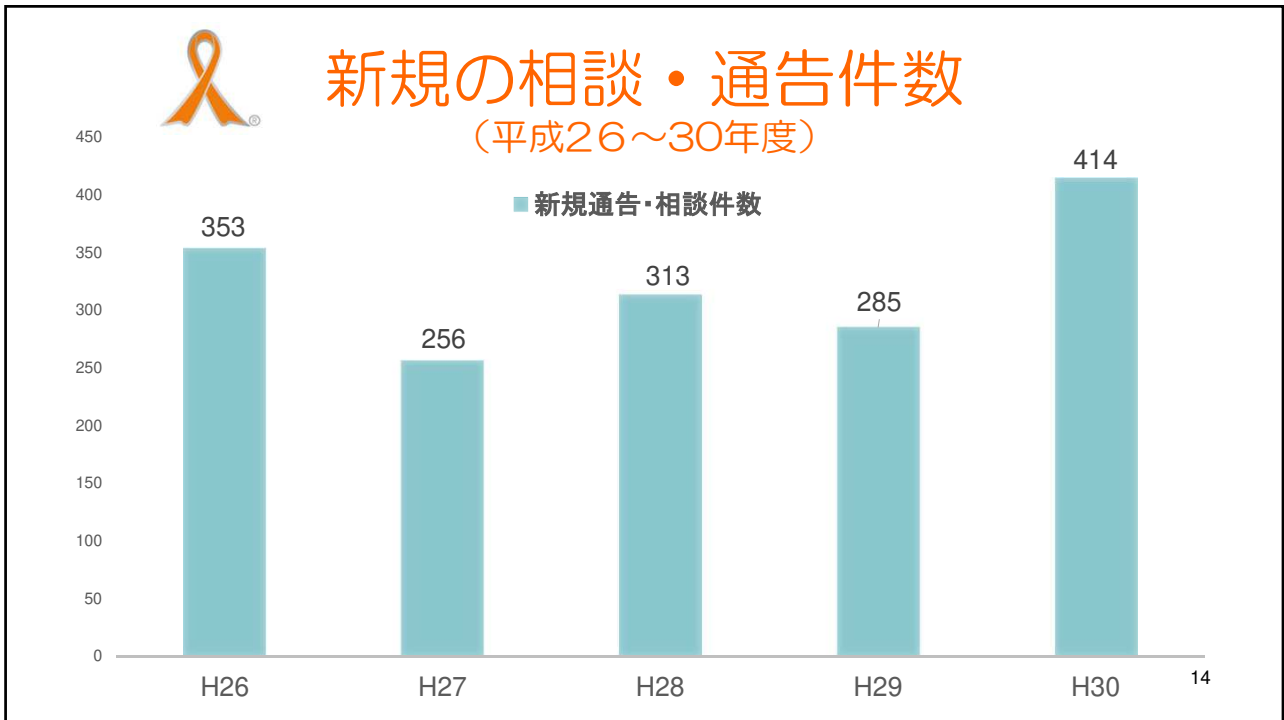
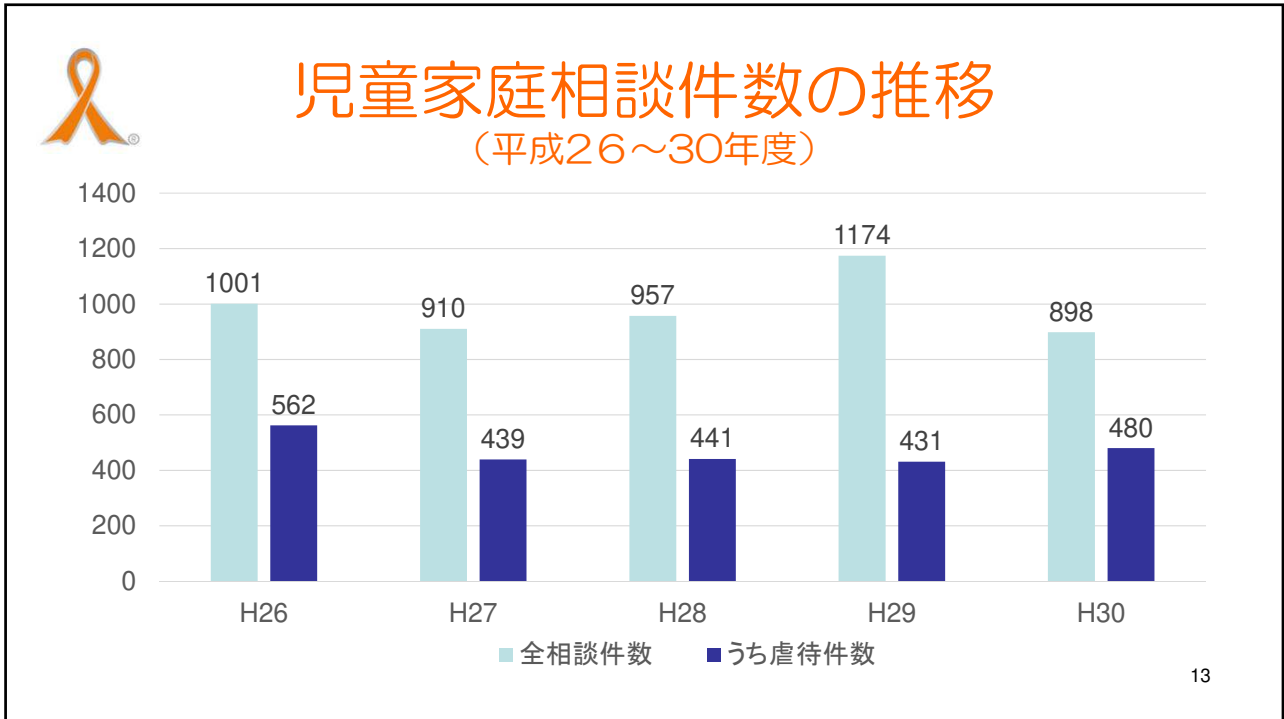
11



平成30年度 児童虐待相談件数

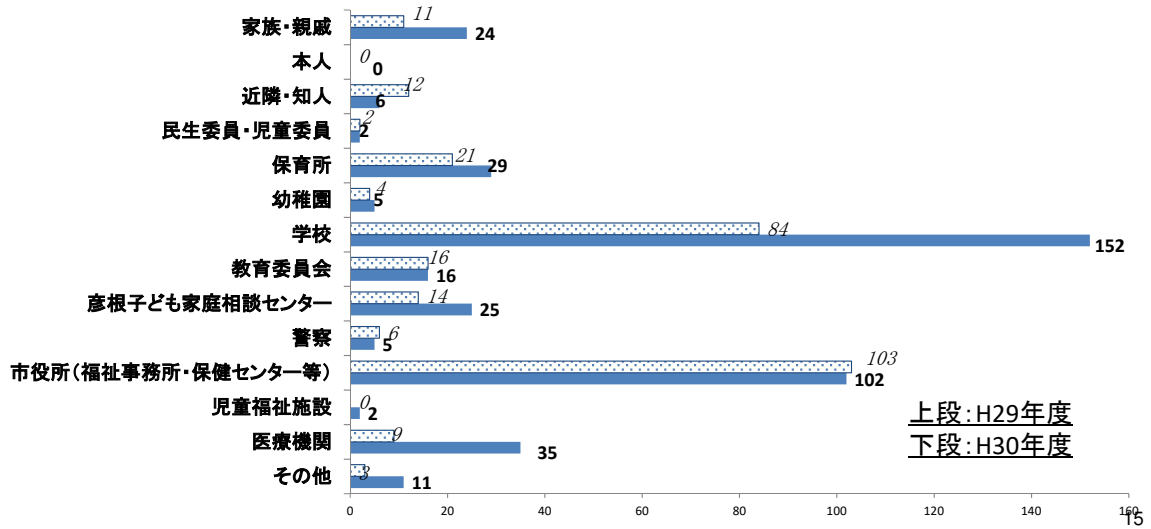
	虐待相談 件数	子ども人口 (H30.10.1)	子ども人口 100人当たり
滋賀県 全体	7,263件	240,389人	3.02件
長浜市	480件	18,783人	2.56件

12

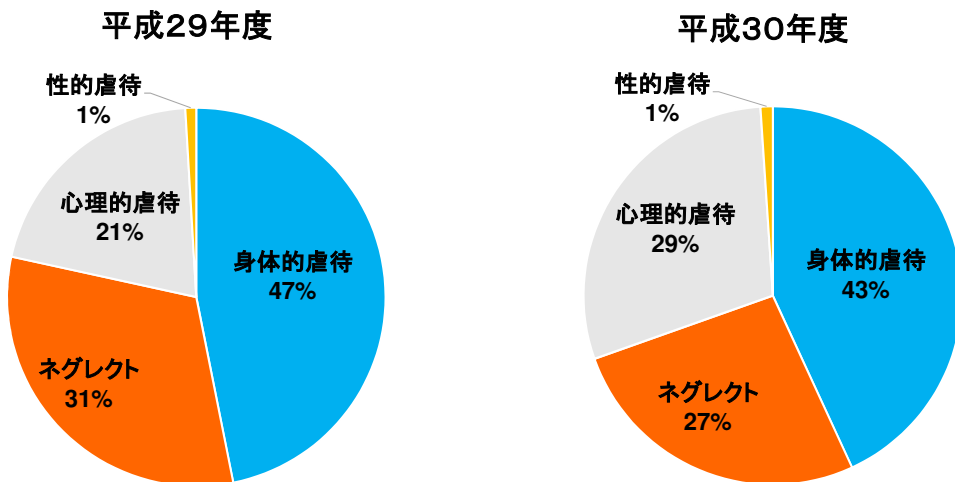




新規通告者の内訳 (H29,H30)



児童虐待種別の割合 (平成29・30年度)





児童虐待相談等 への体制と連携について

17



地域で子どもを守るために

要保護児童対策地域協議会を設置し、
関係機関（者）で、子どもと保護者を見守り、
支援しています。

※長浜市の場合

「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」

児童福祉法第25条の2による法定協議会

18



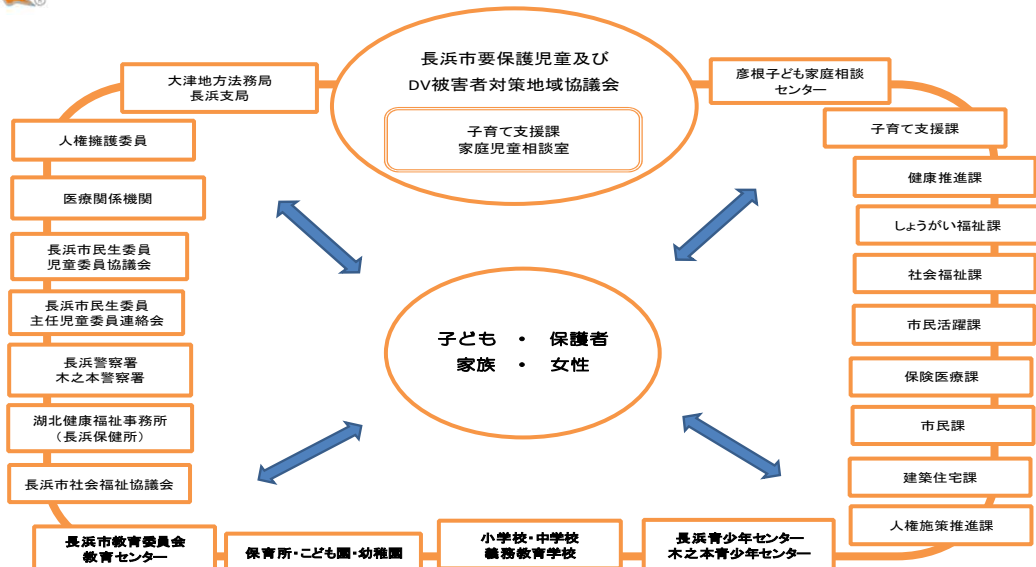
長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会 構成関係（者）機関

- ・ 顧問弁護士、学識経験者
- ・ 大津地方法務局長浜支局
- ・ 市立長浜病院
- ・ 長浜赤十字病院
- ・ 滋賀県湖北医師会
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 民生委員主任児童委員連絡会
- ・ 人権擁護委員協議会
- ・ 長浜警察署、木之本警察署
- ・ 湖北健康福祉事務所
- ・ 彦根子ども家庭相談センター
- ・ 長浜市社会福祉協議会
- ・ **長浜市教育委員会**
- ・ **長浜市青少年センター**
- ・ **保育園、幼稚園、小学校、中学校等**
- ・ 長浜市（関係課）

19



長浜市の子どもを守るネットワーク体制



20



児童虐待に関する関係機関の役割

- ①早期発見の努力義務（児童虐待防止法第5条）
虐待を発見しやすい立場にあることから、早期発見に努めなければならない。
- ②通告の義務（児童虐待防止法第6条）
虐待を発見したり、疑ったら、速やかに通告する義務がある。
個人でも通告できる。
- ③通告後の支援
協議会の一員として、関係機関と連携し、支援を行います。



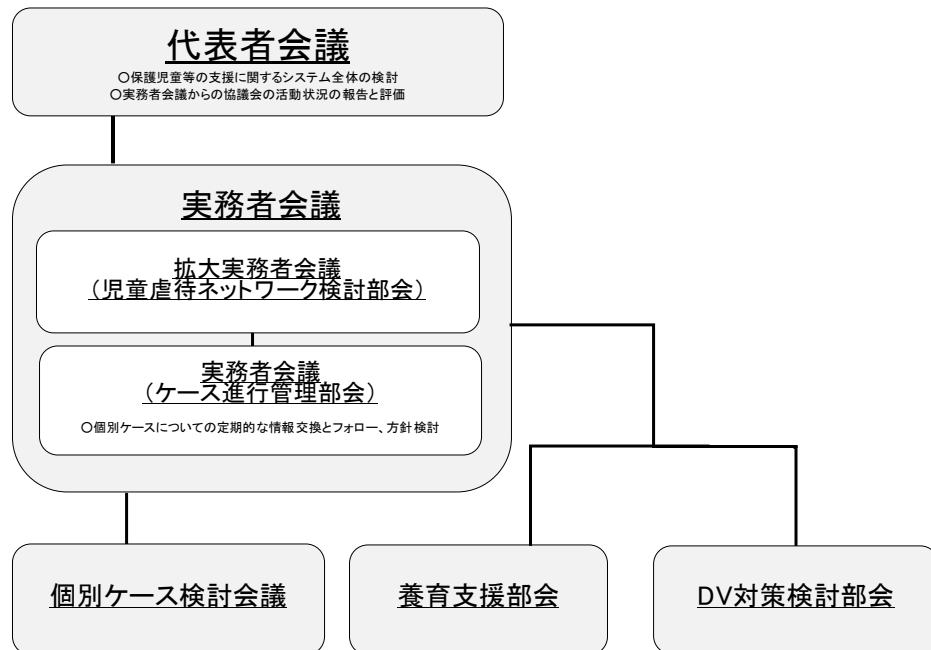
要対協の主な特徴

- 守秘義務による情報共有（児童福祉法第25条の5）
要保護児童等の支援にあたっては、**本人や家族の同意が得られない場合が多くある。**そのため、協議会の構成員（構成員であった者を含む。）は、全て守秘義務が課されている。
- 関係機関への協力要請（児童福祉法第25条の3）
必要に応じて、協議会の構成員以外からの機関等に対して、資料または情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。



要対協の主な特徴

- 会議の三層構造
 - (1) 代表者会議
 - (2) 実務者会議
 - (3) 個別ケース検討会議、養育支援部会、DV対策検討部会
- 調整機関の業務（家庭児童相談室）
 - (1) 協議会に関する事務の総括
 - (2) 支援の実施状況の進行管理
 - (3) 関係機関等との連絡調整





子ども家庭相談センター (児童相談所) と家庭児童相談室の役割

従来は、子ども家庭相談センターがあらゆる児童家庭相談に対応。しかし、子ども虐待相談の増加に伴い平成16年に児童福祉法が改正され、平成17年4月より役割が明確化

- 市町・・・児童家庭相談の一義的な窓口、家庭支援
- 子ども家庭相談センター・・・
一時保護、施設への入所、市町への後方支援および専門的な知識・技術を必要とする事例への対応

25



学校・園との連携

- 毎年度、校長会、教頭会、園長会（私立園含む）で、
 - (1) 当該年度の家庭児童相談室の体制（地区担当）
 - (2) 学校・園から家庭児童相談室への
定期的な情報提供の依頼
 - (3) 学校訪問の実施
(担当者と学校・園の管理職との情報交換)

26



情報提供依頼人数 (令和元年9月現在)

保育園		幼稚園	認定こども園	小学校	中学校	高校	その他	合計
公立	私立							
18	60	20	71	281	127	44	31	652

※学校・園に情報提供の依頼をしている生徒・児童、園児数

27



学校・認定こども園および保育所からの 定期的な情報提供

当協議会において、進行管理台帳に登録されていて、各機関に在籍されている幼児・児童生徒及び乳幼児の欠席状況、欠席理由、連絡の有無、観察結果などを月単位で情報提供

28



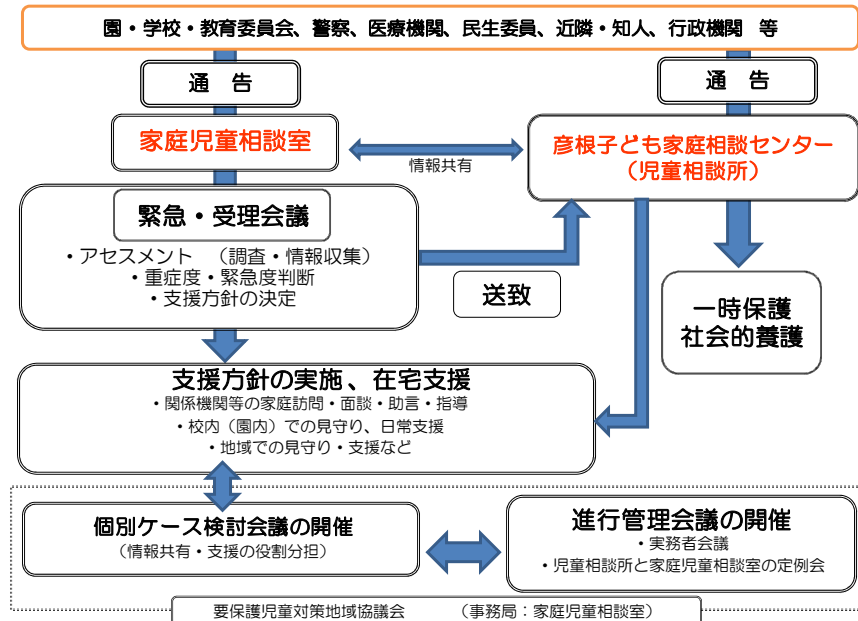
児童虐待に関する学校等との連携

学校、園には「子ども虐待対応マニュアル」を配布し、虐待が疑われる案件について迅速な対応をお願いしています。

また、今年5月に文部科学省が「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を策定されておられます。



通告受理からの対応・支援の流れ





児童虐待防止の取り組み (家庭児童相談室)

- 児童虐待防止講座（子育て支援講座）の開催
平成30年度は3回開催
- 市民向け出前講座
「防ごう！子ども虐待」「怒らない子育てを学びませんか？」
- 啓発活動
オレンジリボンキャンペーン、児童虐待防止月間（11月）
駅前、量販店での街頭啓発、展示啓発など

31



市民ぐるみで、子どもの健やかな
成長を願い、たくましく生きる子ども
たちを育てましょう。

長浜子育て憲章より



深刻な虐待を受けた子ども達は人との関係を結ぶことが苦手で、時として問題行動を起こしてしまい、さらに孤立を深めてしまいます。

こういった子ども達への関わりにおいては、専門性を要することもあります。

虐待に至らないまでも、家族形態の変化から、寂しい思いをしている子ども達がたくさんいます。

こういった子ども達が、寂しい思いをせずに、安心安全に過ごせる場所が必要です。

32

早期発見、早期支援が必要です。
「虐待かな？」と思ったら。



健康福祉部 子育て支援課 家庭児童相談室

33

(仮称)長浜市教育大綱の策定について(着手)

1. 策定の目的・位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下、「大綱」という。)として、その目標や施策の根本となる方針を策定するもの。

平成27年12月に策定した「長浜市教育振興基本計画(以下、「計画」という。)(第2期)」の「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」を、平成28年1月に開催した総合教育会議において大綱に代えるものとして位置づけた。今回、第3期計画を策定する機会に、次代を担う子どもたちがそれぞれの個性や能力を伸ばすことができ、また、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることができるよう、本市としての教育行政に関する方向性をより明確にするため、新たに大綱を策定するものとする。

なお、詳細な施策については第3期計画の中で策定するものとする。

2. 大綱の期間

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
大綱	策定期間	(仮称)長浜市教育大綱						
計画	第2期		第3期					第4期
	策定期間	策定期間					策定期間	

※大綱が対象とする期間については、法律では特に定められていないが、社会情勢等を鑑み、必要に応じて見直すものとする。

3. 大綱の方向性

平成28年1月に開催した総合教育会議にて、第2期計画の「基本方針」「基本目標」「施策の基本的方向」を平成28年度長浜市の教育に関する大綱に代えることとした。今回策定する大綱では第2期計画の骨子を基調とする。

【第2期計画の骨子】

□本市がめざす教育の姿(基本方針)

つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざす「ながはま」

□基本目標

- ・基本目標1 乳幼児期における就学前教育を充実します

- ・基本目標2 子どもの自立に向けて「生きる力」を育む教育を推進します
- ・基本目標3 学校・家庭・地域のつながりを深め、地域全体の教育力の向上をめざします
- ・基本目標4 地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育てます
- ・基本目標5 いつでも、どこでも、だれでも学びあえる生涯学習環境の充実を図ります
- ・基本目標6 安全・安心で質の高い教育を支える環境を整備します

4. 検討体制

市長、教育長、教育委員の構成員からなる総合教育会議において大綱の策定に関する協議を行う。(全3回、令和元年10月下旬～令和2年7月上旬)

5. 策定に向けた予定スケジュール

令和元年10月30日 総合教育会議

11月 庁議付議(着手)

議会報告

令和2年 1月 総合教育会議

7月 総合教育会議

庁議付議(最終案)

9月 議会定例会(議決)

策定完了